２０１４年9月３０日

中部国際空港施設サービス株式会社

お　知　ら　せ

今般、当社におきまして、中部国際空港における「2015 年度　旅客手荷物処理システム保守管理業務」及び「2015 年度　旅客搭乗橋設備保守管理業務」の発注を予定しており、この業務を実施していただく方を公募型指名競争方式により決定いたします。

つきましては、下記要領により競争参加希望者の募集を行います。

記

１．発注案件の概要

(1) 件名

①2015 年度　旅客手荷物処理システム保守管理業務

②2015 年度　旅客搭乗橋設備保守管理業務

(2) 実施場所

愛知県常滑市（中部国際空港用地内）

(3) 業務の概要

①中部国際空港　旅客手荷物処理システム保守管理業務	中部国際空港における旅客手荷物処理システムについて、運転監視、保安、点検等の保守管理業務を行うもの。
②中部国際空港　旅客搭乗橋設備保守管理業務	中部国際空港における旅客搭乗橋設備（３０基）について、保安、点検等の保守管理業務を行うもの。

(4) 業務期間

２０１５年４月１日より２０１６年３月３１日まで。

２．発注手続き

公募型指名競争方式

３．応募資格

(1)業務別の応募資格

①2015 年度　旅客手荷物処理システム保守管理業務

競争参加招請者として選定されるためには、以下の特定条件及び一般条件を全て満たす必要があります。なお、応募は単体によるものとし、企業の集合体での応募は認めません。

＜特定条件＞

a. 旅客手荷物処理システムの保守管理業務を元請として行った実績を有すること。

b. 旅客手荷物処理システムの保守管理業務において、仕分装置の付いた旅客手荷物処理システムについて、１０年以上の保守管理業務経験を有する者を技術者の長として配置できる体制を有すること。

c. 旅客手荷物処理システムの保守管理業務の実施において、シフトを構成する人員の過半数について、インラインスクリーニングシステムの付いた旅客手荷物処理システムの保守管理業務経験を５年以上有する者を配置できる体制を有すること。

＜一般条件＞

a. 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

b. 中部国際空港株式会社および当社から競争参加制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

c. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

②2015 年度　旅客搭乗橋設備保守管理業務

競争参加招請者として選定されるためには、以下の特定条件及び一般条件を全て満たす必要があります。なお、応募は単体によるものとし、企業の集合体での応募は認めません。

＜特定条件＞

a. 旅客搭乗橋設備の保守管理業務を元請として行った実績を有すること。

b. 旅客搭乗橋設備の保守管理業務において、旅客搭乗橋設備について、１０年以上の保守管理業務経験を有し、かつ、電気式旅客搭乗橋設備の保守管理業務経験も有する者を技術者の長として配置できる体制を有すること。

c. 旅客搭乗橋設備の保守管理業務の実施において、シフトを構成する人員の過半数について、旅客搭乗橋設備の保守管理業務経験を５年以上有する者を配置できる体制を有すること。

＜一般条件＞

a. 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

b. 中部国際空港株式会社および当社から競争参加制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

c. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(2)応募単位

①及び②の２業務に対して、３．(1)に示す応募資格を満たす応募者は、任意に各々応募できるものとします。応募単位の詳細については、応募書類の中で明示します。

４．応募方法

(1) 競争参加応募用紙及び暫定仕様書等の入手方法

競争参加応募用紙、暫定仕様書及び本件に関する応募書類につきましては希望者に郵送もしくは電子メールにて送付します。（当社窓口では、閲覧・配布はしません。）

応募書類等の入手を希望される方は、電子メールまたはＦＡＸにより、４．(5)の窓口（コンタクトポイント）まで申し込んで下さい。訪問、電話による申し込みは受け付けません。

申し込み書式は任意としますが、必ず「2015 年度　旅客手荷物処理システム保守管理

業務　応募書類希望」、「2015 年度　旅客搭乗橋設備保守管理業務　応募書類希望」と明記（電子メールによる場合は、件名にも記載すること）の上、会社名・担当者名・住所・電話番号・ＦＡＸ番号・電子メールアドレス・送付方法（郵送または電子メール）を記入して下さい。

なお、応募書類等の入手申し込み期限は、２０１４年１０月１０日（金）正午までとします。

(2) 応募受付期間

２０１４年１０月６日（月）から２０１４年１０月１５日（水）まで

平日　午前９時～正午、午後１時～午後５時

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は取り扱いません。

(3) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 条）

(4) 関係法規

日本国内の関連法規・条例

(5) 本件に関する窓口（コンタクトポイント）

中部国際空港株式会社　調達室

TEL 0569-38-7778　FAX 0569-38-7855

E-mail: cjiac-procurement@cjiac.co.jp

〒479-8701　愛知県常滑市セントレア一丁目１番地

第１セントレアビル６階

５．応募書類の提出期限

２０１４年１０月１５日（水）午後５時までに窓口（コンタクトポイント）へ必着

６．競争参加招請者の決定等

(1) 参加招請者の決定

①応募資格を満たし、後記「９．失格条件」に該当しないことを当社が判断した応募者は、競争参加招請者として選定されます。

②応募資格を満たしていても当社が資力･信用の状態において不適当と判断した者については、競争参加招請者として選定しないことがあります。

③応募者多数の場合は、応募資格［特定条件］での実績（実績の件数、規模の大きさ、内容等）について客観的に評価し、数社に絞り込むことがあります。

④競争参加者として招請した者について破産又は会社更正若しくは民事再生の申し立てがあった場合は、その者に対する招請を取り消します。

(2) 通知の時期及び方法

競争参加招請者として選定された方については、５．の応募書類の提出期限から概ね１０日以内に、当社から「見積依頼書」等の書類を送付し、その送付をもって、競争参加招請通知します。

なお､応募者が当社に提出した一切の書類は返却いたしませんので予めご承知おき願います。

７．見積書の提出

⑴仕様説明会

競争参加招請者への仕様書の送付をもって、仕様説明会に代えさせていただきます。

なお、仕様書に関する質疑は、後日通知する期日までに電子メールで行うこととします。

⑵ＶＥ提案

ＶＥ提案（当社案に対する代案）を見積書と共に受け付けます。提出されたＶＥ提案については、当社で評価しその採否を決定します。

⑶見積書等提出期限

競争参加招請者は、６．⑵の通知日より概ね４週間程度の期間内（後日通知）までに、仕様書に基づいた見積書及び VE 提案書並びに業務計画書を４．⑸に示す場所に持参又は郵送等により提出していただきます。

８．契約相手方の決定方法等

⑴契約相手方の決定方法

的確な業務計画を立案し、最低額の見積を提出した競争参加招請者と、見積内訳・契約件等について交渉し、合意すれば契約の相手方とします。なお、合意に達しない場合は次に低額な見積を提出した競争参加招請者と交渉します。

⑵結果の通知等

契約相手の決定後、インターネットの当社ホームページにて、契約相手名を公表いたします。

９．失格条件

⑴提出書類に虚偽の記載のある者。

⑵提出期限内に提出されなかった者。

⑶評価結果に影響を与えるよう、工作が行われた者。

⑷所定の方法以外で、関係者に直接、間接を問わず質疑し、もしくは指導を求めた者。

⑸暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者及びそれらの者と親交のある者であることが判明、又はその疑いが認められた者。

なお、当社及び関連会社では調達の基本方針として「法令等の遵守」を掲げており、調達手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められた場合、これを排除するべく必要な措置を講じます。

１０．不正な共同行為に関する提供情報への対応

競争参加者間で事前に不正な取り決めが行われている等の情報が当社に寄せられ、その情報が見積合わせの結果と一致した場合等、当社が不正の事実があったと疑うに足りる十分な理由があると判断した場合については、原則として契約相手の選定手続きを一旦中止し、発注方法等を変更したうえで、契約相手を選定します。

１１．その他

⑴契約の相手方と当社間で設定する業務要求水準を満たした業務が本契約の履行期間を通して履行されていることを、当社が行う業務評価により確認できた場合は、本業務に係わる次年度の契約を２０２０年３月までを限度とし、本件業務の契約の相手と締結します。ただし、業務要求水準が満たされていない場合には、随時、本契約を解除し改めて調達手続きを

行うことがあります。

⑵当社はＩＳＯ14001 の認証取得をしており、契約相手は当社の環境方針を十分理解し、業務に関する環境対策を実施するものとします。

⑶ 応募に必要な費用、見積書、技術資料の作成、提出及び説明に関する一切の費用は応募者（競争参加招請者）の負担とします。

以上